

会 議 録

会議名	杉並区災害時要援護者対策連絡協議会 第一部会（平成26年度第1回）
日 時	平成26年8月5日 10時～
場 所	中棟4階第一委員会室
委員出席者	遠藤 雅晴、藤原 哲太郎、松見 光、福川 康、小林 三郎、清水 汎、中原 徹、明石 文子（以上敬称略）
幹事出席者	田部井 伸子、高山 靖、井上 純良
委員欠席者	藤枝 宏友、山田 滉、高橋 博（以上敬称略）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の検討の進め方 2. 災害時要援護者の避難生活支援について <ol style="list-style-type: none"> （1）震災救援所における要援護者の避難生活支援 （2）自宅避難の要援護者に対する避難生活支援 3. その他
資 料	<p>○災害時要援護者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿</p> <p>資料1 災害時要援護者対策連絡協議会 検討日程</p> <p>資料2 安否確認の具体的な流れ 発災後72時間まで</p> <p>資料3 震災救援所及び福祉救援所備蓄品リスト</p> <p>資料4 避難時の良好な生活環境の確保に向けた区としてルール化すべき事項について</p> <p>資料5 安否確認チェックシート</p> <p>参考 緊急医療救護所について（チラシ）</p>
会議内容(要旨)	<p>○新任委員の紹介</p> <p>町会連合会 藤枝 宏友 委員</p> <p>井荻中震災救援所運営連絡会 小林 三郎 委員 （幹事）</p> <p>障害者生活支援課長 坪川 征尋</p> <p><u>1. 今後の検討の進め方</u> （資料1について説明）</p> <p>・内容が細かく、想像しにくい部分もあるかと思うが、事務局からの説明に対して、各々の立場や経験から質問・意見を自由に出していただきたい。</p> <p><u>2（1）震災救援所における要援護者の避難生活支援</u> （資料2～資料4について説明）</p> <p>・それぞれの震災救援所で要援護者のためのスペースが確保されているか、必要な備蓄品が確保されているか、在宅避難者への医療・福祉の連携体制が整っているか、各救援所の現状を伺いたい。</p> <p>・日中と夜間では学校の教室の使い方が異なる。ある学校では、体育館以外は使わないでほしいと校長に言われて困っているようだ。校内のスペースの利用について学校側と話し合う必要があるが、区は学校に対してどのように伝えて</p>
事務局 座長	
事務局 座長	
委員	

	いるか。
事務局	⇒会長・所長会等の場で全体的な話はしているが、学校ごとに具体的な交渉はしていない。
事務局	⇒当初は教室も震災救援所のスペースとして使えるという話だったが、校長の交代等もあり認識が薄れているのではないか。あらためて対応を考える必要がある。
座長	⇒平日日中の場合は児童・生徒はどうなるのか。
事務局	⇒条例により、学校で待機することが原則となる。
座長	⇒多目的室など普通教室以外の部屋は使えるのではないか。
委員	⇒要援護者にとっては低い階の部屋が望ましいが、校長に上の階から使用してほしいと言われた。
座長	⇒その部分はやはり教育委員会を通して学校側に徹底してもらうべきである。
委員	・我々の救援所の校長や副校長は理解がある。心配なのは運営連絡会メンバーがどこまで動けるかである。
座長	⇒内閣府資料 P12 の 5 (1) ③にあるような在宅避難支援がうまく実施できるかであると思うが、これについて防災課では各救援所に助言をしているか。
事務局	⇒シミュレーションを通して教室の割り振り等を考えてもらいたいということで、図上訓練への参加を呼び掛けている。
座長	⇒66箇所の震災救援所のそれぞれの体制や課題をどの程度把握しているか。
事務局	⇒各救援所に担当をつけているので、把握することができる。
委員	・HUG 訓練が実施される予定で、良いきっかけなのでぜひ近々参加したい。
事務局	⇒これは「避難所運営ゲーム」というもので、防災課で5セット保管している。救援所の運営のシミュレーションをすることで、体制を整理する良いきっかけになると考えている。
委員	⇒その訓練に参加するには個人情報保護研修を受けないといけないのか。
事務局	⇒あくまでゲームであり、個人情報は扱わないので必要ない。
委員	・PTA が毎年交代するので、その度に個人情報保護研修を受けなければならない。どの部屋を要援護者向けにするかなど、まだこれから決める必要がある。
委員	・避難者受け入れの際、健常者と要援護者の見分けが難しい。特に知的障害や視聴覚障害の方々には分からない。区はどう考えているか。
事務局	⇒受付時の申告や避難者登録カードのチェック欄で確認することができる。
委員	⇒リボンなど目印になる物を着けてもらおうと分かりやすい。差別ではないので、分かりやすい形が良い。
事務局	⇒障害者は「ヘルプカード」を携帯している方もいるので、周知が進めばより有効である。聴覚障害者は身振りで分かりやすいので、各震災救援所に保管してある聴覚障害者対応セットを利用すると良い。
委員	⇒非常時でもカードを携帯してくれているかどうかも課題である。
事務局	⇒杉並区内の聴覚障害者向けに作成されたバンダナがあり、震災救援所にも見本があるので、これを活用すれば目印になる。

委員	⇒手話を使える方なども含め、色分けなどで分かると良い。
事務局	⇒受付が混乱しないように、文字表示など工夫できると良い。
委員	⇒障害者は健常者よりパニックになりやすいので、優先的に配慮したい。
座長	⇒聴覚障害者対応セットとは、資料3表面の53番の備蓄品である。受付時の振分けの工夫については、訓練の中で配慮しながら検討していただきたい。ただ、自分に障害があることを周囲に知られたくない方もいることは留意したい。
委員	⇒差別ではなく、むしろ待遇が良くなると思うので、救援所に避難した際に、障害者であると分かるものを所持してくれていると円滑に対応できる。
座長	・各震災救援所の方々からご意見をいただいたが、他の委員はどうか。
委員	・皆様のご意見は適切である。発災時に震災救援所にどのくらい人が集まるかが最も心配である。要援護者支援には地域の協力者が必要なので、どう確保するかは重要な課題であり、各地域や震災救援所でご配慮いただきたい。
委員	・普段から障害者と接している我々でも初対面の方の対応は容易でないので、地域の方々はなおさらである。HUG 訓練は有効だと思う。また、本人が慣れていると発災時のパニックも軽減されると思うので、地域の震災訓練にもっと在宅の障害者が参加できると良い。
委員	・民生委員は震災救援所運営連絡会の救護・支援部で活動しているが、一斉改選等で交代があった場合、自動的に運営連絡会の方も入れ替わるのか。また、同様に町会長もどうなるのか。
座長	⇒民生委員の方は、引き継ぎはあるのか。
委員	⇒ある連絡会では、所属している民生委員の一部が会議に呼ばれていないようだ。
委員	⇒地域によってかなり状況が異なると思う。
事務局	⇒震災救援所運営連絡会が発足した当初は要援護者支援が役割になっておらず、その役割が求められてきた際に、次第に民生委員が入っていったので、最初のモデル救援所と後発の救援所では差があるだろう。理想は多くの民生委員が連絡会に入ることだが、そこは連絡会ごとの方針に基づくものである。町会についても同様で、後任者が必ず同じ役職に就くわけではないが、いずれかの町会長が運営連絡会会長になる場合が多い。
委員	⇒各連絡会で方針を決める旨を明記して分かるようにしてほしい。
事務局	⇒町会については大まかな区域分けをしていて、連絡会に入っている町会の数は位置関係により多少偏りがある。
委員	⇒資料2には「民生委員を含む救護支援部」との記載がある。
事務局	⇒要援護者支援については情報を把握している民生委員を中心に組み立ててもらってきたが、今後は救援所全体で取り組むべきだという考え方になってきている。
委員	⇒我々の救援所は民生委員が全員連絡会に入っている。
委員	⇒そういった動きをまだ理解できていない町会の方々もいる。救援所ごとに

	<p>差はあるが、区や警察・消防は発災時にすぐ駆け付けられるか分からないので、地域の自主防災組織の力が重要である。</p>
委員	⇒私も民生委員は全員連絡会に入るものだと思っていた。
委員	⇒そのように認識している方もいるが、発災時に民生委員だけで要援護者のところに駆けつけないといけないと思っている方もいる。
事務局	⇒要援護者支援に関する取り組みや課題がより具体的になってきたので、震災救援所における民生委員の関わり方を整理した方が良いと感じる。
座長	⇒震災救援所での要援護者支援は、民生委員を含む救護支援部の役割となっているので、役割をある程度整理した上で協力してもらえるように周知してほしい。
委員	⇒会長・所長会で周知してほしい。
委員	⇒民生委員を退任した後も協力してもらえるとありがたい。
事務局	⇒今年の会長・所長会でも要援護者の行動指針についてお話ししたが、今後もしっかりと情報提供をしていきたい。
委員	⇒在宅避難が原則になった旨についても理解が不十分な方々がいるので、しっかり周知してほしい。
座長	⇒要援護者支援に限らず、区からの震災対策についての PR 方法が問題ではないか。
事務局	⇒個々の救援所でしっかり説明し、実際の運営に活かせるようにしていきたい。
委員	⇒在宅避難の場合に、震災救援所から必ず物資を届けてくれると思われていることもあるので、うまく伝えないといけないと感じる。
座長	・いろいろとご意見が出たので、これらを踏まえて対応していただきたい。
事務局	・マニュアルについては、発災時に誰が来ても運営できるように整理したい。また、感染症患者や医療機器使用者など、様々な方への対応が考えられるので、ある程度スペースを確保しておきたい。詳細は資料4別紙の内閣府指針をご覧ください
	<p><u>2 (2) 自宅避難の要援護者に対する避難生活支援</u> (資料4別紙 P24 について説明)</p>
座長	・自宅避難についての理解が十分でない面がある。「個々の事情により在宅避難生活を余儀なくされた者」とあるが、具体的にどのような事情が想定されるか。
事務局	⇒人ごみが苦手、移動できないなどの事情が考えられる。
委員	・ボランティアの窓口は社協か防災課か。
事務局	⇒社協が災害ボランティアセンターを運営する。
委員	・震災救援所は皆で助け合って生活する場であり、面倒を見てあげるといったことではない。各自、食糧などを備蓄してくださいと呼び掛けている。安否確認を行い、自宅避難をしている方の情報を把握しておくことは必要である。

委員	・「自助・共助・公助」とあるが、自助の割合が高くなると厳しい。自助の重要性についての認識を深めることが重要である。
委員	⇒在宅避難を希望する要援護者の方々も、普段から近隣とのつながりを持ってほしい。震災救援所に集まった方が良いとも感じる。
座長	⇒先程の説明のように、震災救援所の環境では生活が難しい方や移動が困難な方など、客観的に見て在宅避難が望ましい方が対象となる。
委員	⇒在宅を希望する場合は一定の備蓄をしておいていただきたい。物資を持ってきてほしいという要求だけされては困る。
委員	・自分だけでなく全員が被災者であることを留意しなければならない。
委員	・安否確認シール等の具体的な手順が確立され、情報を把握できれば支援を行えると考える。
座長	⇒安否確認チェックシート等を用いた訓練は行われているか。
事務局	⇒すでに実施している所もある。
座長	⇒今後実施していく中で課題が見えてくると良い。
委員	・自分の担当区域だけでも、震災救援所での生活は厳しいと思われる重い状態の方が数人いる。安否確認には何うが、連れて来ることは難しい。
事務局	⇒震災救援所に避難した後にさらに福祉救援所に移る場合なども想定され、大変なことである。
座長	⇒東日本大震災でも、入所施設からの無理な搬送によって亡くなった高齢者がいる。自宅に留まった上で福祉救援所に行ければ良い。ヘルパーがいないと自宅では生活が難しいが、ヘルパーが来られるか分からない。
委員	・精神障害者が体育館で生活する場合、しっかりと注意できれば良いが、本人も周囲の人も戸惑うだろう。
事務局	⇒第二次救援所の活用が考えられる。
委員	⇒地域の手での登録は震災救援所だが、そこでの生活が困難な方はどうするか考えないといけない。
座長	・様々な課題も提起された。今後、HUG 訓練等を通して新たな課題があれば次回以降ご意見いただきたい。
	<u>3. その他</u>
事務局	(参考資料：緊急医療救護所について説明)
委員	・安否確認した際に明らかに負傷している場合、医療救護所になっている震災救援所であっても、緊急医療救護所の方に搬送して良いのか。
事務局	⇒医師は緊急医療救護所の方にいるので、そちらへの搬送となる。
委員	・医療救護所は区立の学校のみか。
事務局	⇒この15箇所の区立小・中学校(震災救援所)である。ただ、私立学校で緊急医療救護所の近くにある場合は連携する計画の所もある。緊急医療救護所については区広報紙でも掲載予定である。
座長	・医療救護所には医師はいないのか。

事務局	⇒基本的に緊急医療救護所の方になる。
座長	⇒医療救護所は医療行為もしないのか。
事務局	⇒医療救護所は一斉に開設ではなく、医療ニーズが高い場所のみ開設されて、必要に応じて対応することになる。
事務局	⇒15箇所の救護所は、以前は医師がいることを前提とした体制だったが、大きく変わることになる。
委員	・医療救護所の役割はどうなるのか。
事務局	⇒医師はいないので、病人等が出た場合、医療機関へ行くよう案内するのが望ましい。
委員	・地域の手で、医療救護所の震災救護所を選んで登録している方もいる。
事務局	・次回は、いただいたご意見を踏まえて、マニュアルに記載するたたき台をみていただき、足りない部分の議論を深めていきたい。
事務局	・地図情報システム（GIS）を活用した要援護者支援の仕組みを現在検討中である。要援護者の自宅の位置をマークで示した地図情報を提供できるようにしていきたい。また進展があればご報告したい。
座長	・本日はこれで終了とする。